副籍ガイドブック

平成 26 年 3 月

▼ 東京都教育委員会



はじめに

東京都教育委員会では、都立特別支援学校の小学部・中学部に在籍する児童・生徒の地域とのつながりを維持・継続するため、平成19年度から副籍制度を導入しています。

平成22年11月に策定した「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」には、副籍制度の導入から5年が経過することを踏まえ、副籍制度の現状と課題を把握・整理した上で、更なる充実・改善を図るべく、新たな「ガイドライン」を作成することが明記されました。

これに基づき、教育庁指導部義務教育特別支援教育指導課では、平成23年度に 学識経験者、学校関係者、区市町村教育委員会関係者、都教育委員会関係者で構成 する「副籍制度充実検討委員会」を設置し、これまで3か年にわたって調査・検討 を進めてきました。

同委員会では、新たな「ガイドライン」の作成に向けて昨年度末に、「東京都における副籍制度の充実に向けて-検討委員会中間まとめ-」を公表しました。中間まとめの作成に当たっては、都立特別支援学校の教員及び保護者、地域指定校の教員を対象とした8,000人規模のアンケート調査を実施し、副籍制度に関わる人々の意識や意見・要望等の把握に努めました。

アンケート調査の結果からは、副籍制度を利用している児童・生徒の保護者の72%が直接的な交流の内容に満足していることや、地域指定校の教員の85%が副籍制度が共生社会の実現に意義があると考えていることなどが分かり、副籍制度が着実に浸透しつつある実感を得ることができました。

本年1月、国は「障害者の権利に関する条約」を批准しました。国は、「共生社会の実現に向けては、同条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、特別支援教育は、インクルーシブ教育システムの構築のために必要不可欠なものである」としています。

東京都では、我が国の将来の共生社会の実現の基盤を創ることを目指して 10 年前に副籍制度の試行を開始し、保護者の理解・協力や学校関係者の努力により、今日まで着実にその歩みを進めてきました。その点において、都における副籍制度は、これまでも、そしてこれからも、社会の動向等に左右されることなく、共生社会の実現に向けて更なる歩みを進めていきます。

東京都教育委員会ではこのたび、関係者の協力を得て、これからの副籍制度のガイドラインとなる「副籍ガイドブック」をまとめました。このガイドブックには、副籍制度の新たな理念をはじめ、副籍制度が目指すものや、副籍制度に関わる人々に求められる役割など、これからの副籍制度の推進・充実に向けた指針をまとめてあります。

各学校や区市町村教育委員会におかれましては、本ガイドブックの内容を踏まえ、 それぞれの地域において、障害のある子供と障害のない子供の交流活動の充実に向 けて御尽力いただけますようお願いします。

目 次

はじめに

Ι		副籍制度が	「目指すもの			
	1	「共生地:	域」の形成			
	2	「共生地:	域」の担い手の育成			
Π		「共生地域	」の担い手を育成するために ······8			
	1		に期待された役割を果たすこと			
			この「ふれあい」を大切にした交流活動の創意工夫			
Ш		交流の事例	J 12			
	1	視覚障害				
	2					
	3					
	4					
		自閉症	•			
		C 1237III				
IV		副籍制度の) 利用に関する手続・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22			
	1	新入生の場合				
	2	在校生の	湯合			
	3	自校進学	学者の場合			
V		副籍制度は	- - 関わる書類等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28			
			副籍制度における地域指定校について(東京都)			
			副籍交流希望書			
	副	籍様式3	副籍制度における地域指定校について(保護者)			
	副	籍様式4	副籍児童・生徒一覧(地域指定校)			
	副	籍様式5	副籍児童・生徒一覧(都立特別支援学校)			
	副	籍様式6	副籍制度に基づく交流及び共同学習			
			実施計画書兼報告書			
	副	籍様式7	副籍希望者名簿・地域指定校一覧			
	副	籍様式8	自校進学者の副籍希望者名簿・地域指定校一覧			
	副	籍制度に関	まずる基本的事項······ 36			
		新則皮(C)A				

はじめに

副籍制度が目指すものは

[共生地域の実現」です

1 副籍制度の定義

副籍制度とは、「都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の 区市町村立小・中学校(地域指定校)に副次的な籍(副籍)をもち、直接的な交流や間接的な 交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度」のことです。都教育委員 会では、今後ともこの定義を継承し、副籍制度の推進・充実を図ります。

2 副籍制度の目指すもの

(1) 共生地域の実現

共生地域とは、「障害のある人と障害のない人が交流を通じて相互理解を図り、互いに支え合いながら共に暮らす地域社会」のことです。これは、我が国が目指す共生社会の理念を更に具体化した概念であり、都教育委員会が独自に用いる用語です。

都教育委員会では、これからの副籍制度が、真に障害がある子供と障害のない子供をつな ぎ、真に支え合って生きる地域社会の形成に向けた方策の一つとして更に充実・発展するこ とを願い、副籍制度の目指すものを「共生地域の実現」とします。

(2) 共生地域の担い手の育成

共生地域を実現するためには、その担い手となる人材の育成が重要です。そして、将来の 共生地域を担う人材こそ、地域の小学校や中学校、都立特別支援学校で学ぶ子供たちです。

副籍制度に基づく交流活動は、子供一人一人の「心」を育てる教育の場であり、それは単に障害のある人への理解に留まらず、「社会には様々な立場や考えの違う人がいて当たり前である」という人間同士の相互理解(人権教育)や、思いやりの気持ちを大切にする人格の形成にもつながるものと考えます。

都教育委員会は、副籍制度を通じて将来の共生地域の担い手となる人材を育て、地域の未来を子供たちに託します。

3 共生地域の実現に向けて

(1) 区市町村を基盤とした副籍制度の推進

都立特別支援学校に在籍する児童・生徒も「地域の子供」です。その点で、共生地域の実現やその担い手の育成に向けては、今後、区市町村が果たす役割が一層重要になります。こうしたことから、これからの副籍制度は、区市町村を基盤として推進・充実を図ります。

具体的には、区市町村における就学(転学)相談の過程で、副籍制度に関する保護者の意向を十分に聞き取り、責任をもって地域指定校を決定することや、学校間で交流活動の内容や方法に「差」が生じないよう、域内の小・中学校への理解推進及び交流活動の充実に向けた指導・助言を行うことなどが役割になります。

(2) 都立特別支援学校に在籍する全ての児童・生徒が利用

都教育委員会では、共生地域の実現に向けて、都立特別支援学校に在籍する全ての児童・

生徒が地域の小・中学校に副籍をもつことを原則として、副籍制度の推進・充実を図ります。 これにより、「都立特別支援学校に在籍する児童・生徒も地域の子供である」という理念を、 関係者間で共有できるようになると考えます。ただし、具体的な交流活動の実施に当たって は、本人や保護者の意向を十分に聞き取り、適切に対応する必要があります。

4 共生地域の担い手の育成に向けて

(1) 子供たちの交流活動を支える人々に期待される役割

小学校や中学校、都立特別支援学校の子供たちを未来の共生地域の担い手として育てていくためには、子供たちに関わる全ての大人が、それぞれに期待される役割を自覚し、その役割を果たすことに努める必要があります。

それは、校長、副校長や学級担任等の学校関係者だけでなく、都立特別支援学校や小・中学校の保護者、地域の人々など、子供たちに関わる全ての大人(私達)に求められるものです。都教育委員会や区市町村教育委員会は、共生地域の担い手の育成に向けて「私達に求められること」について、広く理解啓発を図っていく必要があります。

(2) 実情に応じた交流活動の工夫

共生地域の担い手の育成に向けて、子供一人一人の「心が育つ」交流活動を行うためには、 交流を「無理なく続ける」ことが大切です。

副籍制度を利用した交流は、最長で9年間の継続実施が可能です。長期的な展望をもって 交流内容・方法の充実に取り組む必要があり、交流を長く継続させていくためには、児童・ 生徒はもとより、都立特別支援学校や小・中学校の教員、保護者等に過剰な負担が掛からな い方法で内容の充実を図る工夫を行うことが求められます。

それぞれがアイディアを持ち寄ることにより、実情に応じた特色のある交流活動を進めることが期待されています。

5 副籍制度に基づく交流活動の基本的な考え方

「気持ちがつながっているなと感じる時に副籍交流の意義を感じる」という声に代表されるように、直接的な交流であれ間接的な交流であれ、交流活動はその深度と密度が大事です。

真に「つながり」を深化させるためには、「顔の見える関係」を構築することが極めて大切です。よって、私達は、例えば間接的な交流(お便りの交換等)のみの交流であっても、子供同士がふれあうことができる方法を工夫することや、「会ってみたい」という思いが双方の児童・生徒に自然に醸成されるような交流活動を創意工夫する必要があります。

「児童・生徒が直接にふれあう機会(直接的な交流)を大切にする」という考え方は今後も 普遍であり、私達には、将来への希望がもてる交流活動の充実に向けてみんながアイディアを 出し合い、工夫することが求められています。

6 交流活動の創意工夫のポイント

都教育委員会は、各学校が交流活動を創意工夫する際の主なポイントを、以下のとおり設定しました。

- ◎ 子供一人一人の「心が育つ」交流
- ◎ 無理なく「続けることができる」交流
- ◎ お互いの「顔が見える|交流
- ◎ 将来への「希望がもてる」交流

副籍制度は、

「共生地域」の形成をめざします。

共生社会の実現に向けて、それぞれの地域において「共生地域」を創り上げることが大切です。

【共生社会とは】

「全ての国民が、障害の有無によって分け隔 てられることなく、相互に人格と個性を尊重し 合いながら共生する社会」のことです。

障害者基本法より

* 「共生地域」とは、それぞれの自治体が、「障害のある人とない人とが交流を図り、支え合いながら共 に暮らす地域社会」を創造的に実現してほしいという願いを込めて、東京都教育委員会が用いている言葉です。

「共生地域」のイメージ

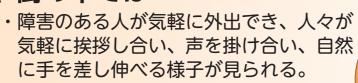


★ 職場では



・障害がある人と障 害のない人が協力し、ともに生き生 きと働いている。

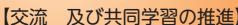
★ 街の中では





★ 学校では

・障害のある子供と障 害のない子供がともに学 ぶ場面がある。





★ 公共交通機関では

・障害がある人やお年寄り等に自然と 席を譲る場面が見られる。



★ 公園では

・障害のある子供と障害のない子供が 一緒に遊んでいる。



★ 地域の行事では

・障害のある子供も、地域の 一員として参加でき、障害 のない人々とともに楽しむ ことができる。



★ 家庭(家族) 同士

・障害がある子供を育てる家 庭と近隣家庭との日常的な交流があり、 必要なときに支援を求める

(手助けをする)ことができる。 大規模災害の発生時等には、お互いに助け合うことができる。





副籍制度は、

2「共生地域」の担い手の育成を目指します。

副籍制度は、将来の「共生地域」の担い手となる人材を「育てることを目指します。

障害のない子供たちに期待すること

- ■「障害のある人達」という理解を超えて、同じ 人間として、「○○君、○○さん」という理解 を深めてほしいと願っています。そのためには、 交流活動を長く継続し、互いに「慣れる」こと が大切です。
- ■障害のある人に初めて接する時は、どう接して よいか迷うこともあると思います。でも、交流 を続けていくうちに、お互いに少しずつ様子が 分かってきて、例えば、障害のある友達が困っ ているときには、声をかけたり、手伝いをした りすることが自然とできるようになります。
- ■そういうとき、きっと子供たちは、その人の「障 害 | を見ているのではなく、「○○君、○○さん | を見ているのだと思います。







学齢期

【期待される姿】

- 日常的な関わりがも てる。
- で手助けをすることができる。
- 的に手助けすることができる。

○副籍制度を通じて知 り合った友達と、挨拶や言葉を 交わし合ったり、遊 びや地域活動に誘ったりなど、

○交流活動の際には、 障害のある友達と積極的に関わ ることができ、支援を必要としている時には、進ん

○街の中などで困って いる人を見かけた時には、積極



成人期

【期待される姿】

- ◆障害の有無に関わらず、一人一人を大切にして、 共に支え合う地域社会を主体的に築いていく姿
- ○障害の有無にかかわらず、日常的に 挨拶や言葉を交わし合い、障害のあ る人々が支援を必要としている場面 では、進んで手助けをする。
- ○障害の有無に関わらず、全ての住民 が参加できる地域活動を積極的に企 画・運営するなど、地域の活性化に 向けた役割を果たす。
- ○自己の職業や所属する組織におい て、障害のある人々と協力しながら、 国民全体の福祉の向上を意識した行 動や判断、提案などができる。

障害のある子供たちに期待すること

- ■いつもとは違う世界に、しかも自分一人で飛び 込んでいくことは、とても勇気のいることだと 思います。
- ■でも、ほんの少しの勇気を出して飛び込んでみ ると、そこには今まで知らなかっ た世界が開けていて、その世界 はきっと子供たちに新たな元気 をくれる世界だと思います。
- ろうとする姿

◆障害のない友達とふ れあい、共に活動することに より社会体験を広 げ、積極的に人や物事と関わ

相互理解

○副籍制度を通じて 知り合った友達と、挨拶や言 葉を交わし合ったり、遊びや地域活動に誘った りなど、日常的な 関わりがもてる。

○周囲の助けが必要 な場面では、自分から支援を 求めることができる。(「手伝ってください」が言える。)



支え合い

- ◆障害があっても積極的に社会参加、社 会貢献していこうとする姿
 - ○障害のない人々と協力し、地域の活 性化に向けた役割を果たす。
 - ○自己の職業や所属する組織におい て、障害のない人々と協力しながら、 国民全体の福祉の向上を意識した行 動や判断、提案などができる。

私達に求められことは

1 それぞれに「期待される役割」を果たすことです。

◆ 障害の有無にかかわらず、全ての子供たちを将来の「共生地域」を担う人材として育てていくためには、子供たちを育てる私達(大人)一人一人が、将来のあるべき地域社会(共生地域)の姿をしっかりとイメージし、果たすべき役割を自覚して、具体的な行動に移すことが大切です。

小・中学校(地域指定校)



【校長、副校長には】

副籍制度の意義を十分に理解し、交流及び共同学習の 推進に関するビションや具体的方策を学校経営計画に位 置付けるなど、副籍制度の充実に向けてリーダーシップ を発揮することが求められます。

【学級担任には】

都立特別支援学校の教員と協力し、児童・ 生徒同士のふれあいがより充実したものとなるよう、創意工夫した 交流活動を行うことが求められます。



【特別支援教育コーディネーターには】

都立特別支援学校の特別支援教育コーディネーターと連携した「出前授業」の企画や、校内委員会を活用した全校教職員の意識喚起など、交流活動の充実に向けた組織的な取組を積極的に進めることが求められます。

【保護者には】

我が子が障害のある児童・生徒との交流を 通じて気付いたことや感じたことなどを家族で話し合う機会を設けるなど して、子供の豊かな情操を育む役割が求められます。



都立特別支援学校



【校長、副校長には】

特別支援学校のセンター的機能を活用し、副籍制度について、 地域に対して広く理解推進を行っていくことが期待されます。 また、地域指定校の校長等との意思疎通に努め、両校の教員同 士の円滑な連携を支援することが求められます。

【学級担任には】

保護者や地域指定校の教員と協力し、児童・生徒同士 のふれあいがより充実したものとなるよう、創意工夫した交流活動を行うことが 求められます。



【特別支援教育コーディネーターには】

学級担任と連携を図りながら、自校の実施状況や課題を把握・整理すること、地域指定校の特別支援教育コーディネーターと連携して「出前授業」等を企画・実施することなど、障害のある児童・生徒の理解推進に向けた取組を進めることが求められます。



【保護者には】

副籍制度を積極的に利用するとともに、例えば、交流時の付き添いや地域指定校の児童・生徒に対する講話の実施など、交流活動がより充実したものとなるよう協力することが求められます。

支援

区市町村教育委員会



義務教育段階にある児童・生徒の就学に関する責任をもつ自治体として、都立特別支援学校で学ぶ児童・生徒が地域とのつながりを維持・継続きるよう、副籍制度の浸透・充実に向けて、域内の小・中学校への支援や指導・

助言を行うことが求められます。

また、都立特別支援学校に就学をする保護者に対しては、副

籍制度の意義や内容等を十分に説明し、多くの児童・生徒が交流活動を行うことができるよう、保護者の理解と協力を求めていく必要があります。



協力

地域の 住民

学校からの求めに応じて、様々な 地域活動をリードする人々が、地域の行事等において障害のある子供と 障害のない子供がふれあうことのできる機会を設けることや、大規模災 害の発生時等に助け合うことのできる地域 づくり を進めることが求められます。



東京都教育委員会

支援

都立特別支援学校や区市町村教育 委員会と連携し、副籍制度の利用状 況や交流の実施状況、及び副籍制度 の一層の充実に向けた改善課題等を 適切に把握する必要があります。



また、必要に応じて福祉部局と協力するなどして副籍制度の



理念を共有するとともに、「副籍実践報告会」の開催等を通じて、副籍制度について広く都民に周知する役割を担います。

連携

私達に求められことは

2 子供同士の「ふれあい」を大切にした交流活動を 創意工夫することです。

◆ 将来の「共生地域」の形成に向けて教育効果の高い交流活 動を継続していくためには、三者がお互いの立場や思い、学 校・学級等の実情等に十分に配慮した特色のある交流活動を 創意工夫することが大切です。

都立特別支援学校、地域指定校、保護者の協力により、子供 同士がふれあうことのできる交流活動を創造することが大切です

小•中学校(地域指定校)

◆ 都立特別支援学校の 児童・生徒が交流する学級の

担任教諭



連携

- ※ どのような交流活動ができるかについて、学級の 児童・生徒と一緒に考えることも、子供同士のふれ あいを充実させる一つの方法です。
- ※ 交流活動の実施に当たっては、事前に、都立特別 支援学校の教員による「出前授業」や、障害のある 児童・生徒を育てる保護者の方の「講話」を計画す ることも効果的です。
- ◎ 学級間で交流活動や内容に「差」 が生じないよう、全校教職員や保 護者の意識を高めていく役割が期 待されます。

特別支援教育コーディネーター

交流活動の「創 造のポイント」

- ◎子供一人一人の 「心が育つ」交流
- ◎無理なく「続ける ことができる」交流
- ◎お互いの「顔が見 える」交流
- ◎将来への「希望が もてる」交流

保護 者

◆ 都立特別支援学校の児 童・生徒の





- 容や方法に関する希望を 伝えます。

※ 区市町村が行う就学相 談において、副籍に関する 意向を伝えます。また、 入学後は、在籍する都立特 別支援学校の学級担任と 十分な相談を行い、交流内

※ 直接交流の実施に当 たっては、児童・生徒の付 き添いについて、御理解と御協力をお願いします。

都立特別支援学校



- ◆ 児童・生徒が所属する学級の
- ※ 地域指定校の学級担任と緊密な連携を図ることに努 め、単に対象児童・生徒の障害の状態や配慮事項を伝 えるだけでなく、対象児の好きなことや得意なこと・ できることなど、交流活動を創意工夫するためのヒン ト(手掛かり)を伝えることを重視し、地域指定校の 学級担任と協力して、個に応じた交流活動を計画する ことが大切です。





特別支援教育コーディネーター

子供一人一人の「心が育つ」交流

- ◆ 副籍制度に基づく交流は、子供たち の豊かな心を育む機会となります。
- ◆ 副籍制度に基づく交流は、「人権教 育」の一環でもあります。
- ◆ 交流を通じて、相互に助け合う気持 ちや思いやりの心が育つよう、創意工 夫した交流活動を進めることが大切で す。

無理なく「続けることができる」交流

- ◆ たとえ「細く」ても、「息の長い交流」 を続けることが大切です。
- ◆ 例えば、地域指定校、都立特別支援 学校、保護者のいずれかに負担が掛か る交流は長続きしません。
- ◆ 一度に多くを望むのではなく、中・ 長期的な展望をもって、無理なく、で きることから始めましょう。

お互いの「顔が見える」交流

- ◆ コミュニケーションを深めるために は、実際にふれあう場面を設定するこ とが不可欠です。
- ◆ 子供たち同士が、「また会いたい」 と思えるような交流活動を創意工夫す ることが大切です。

将来への「希望がもてる」交流

- ◆ 将来の共生地域の担い手は、今を生 きる子供たちです。
- ◆ 子供同士がふれあう姿に、将来の「共 生地域 | への希望がもてる交流活動を 工夫しましょう。
- ◆ 充実した交流活動を計画すること は、「共生地域」の実現に向けた「基 盤を創る」ことです。

交流の事例

障害の特性に配慮した交流の事例(視覚障害)

視覚障害特別支援学校小学部2年生のAさん

- 両眼の視力が0で、義眼使用である。点字使用。
- 初対面の人には照れて挨拶ができないことがあるが、慣れた人の前ではわがままな態 度をとることもある。長い時間集中して学習することが苦手で、場面に関係 なく自分の感情を表してしまうことがある。
- 興味のある学習には意欲的に取り組む。

・言葉だけでなく、手で触れて確かめられるようにします。また、言葉による指示や周り

視覚障害のある児童・生徒への一般的配慮

- の状況を説明するときは、具体的な言葉で伝えます。
- ・弱視の場合は、板書の文字を大きくし、見やすいように照明にも配慮します。
- ・移動するときは、本人と一緒に移動します。子供たちが介助するときには、教師も付添 いながら、ゆっくりと歩行を合わせるようにします。
- ・視野が狭い場合は、移動しやすいように周りの環境を整備し、安全を確保します。

〈小学校(地域指定校)〉

- ◆ 移動時の衝突に気を付けるように、事前に学級の児童に伝えます。
- ◆ 視覚に頼る一斉指導(図絵や板書、動作等)の際、言葉による説明を加える ようにします。
- ◆ 各年度の最初の交流時には、全校集会でAさんを紹介し、全校の 教員や児童に知ってもらえるようにします。



交流の工夫

〈都立視覚障害特別支援学校〉

- ◆ 教科書やプリント等の資料を事前に点訳をして、何度か読んでから授業に参 加できるようにします。
- ◆ 担任が付き添い、小学校の児童に視覚障害児との接し方などを簡単に伝える ようにします。
- ◆ 毎回の交流終了後に保護者から聞き取りを行い、学習内容、児童 の様子や感想などについて交流記録を作成し、交流内容の充実に向 けて両校で連携を深められるようにします。



13

交流の様子

交流を始めて間もない頃は、大勢の友達がいる環境に慣れずに耳をふさいでしまい、な かなか自分から友達に関われないことがありました。しかし、交流の回数を重ねるうちに、 Aさんから友達に関わっていこうとすることが増えてきました。また、困ったことや助け てほしいことがあると、自分から「手伝ってほしい」と友達に伝えられることが増えてき ました。地域指定校の学級に仲の良い友達もでき、交流当日の朝は、その友達と一緒に登 校することを楽しみにしています。

■ 学級活動「出会いの会|

自己紹介やゲームで交流を深めました。みんなで「フルーツバスケット」をしたこと が楽しかった様子で、たくさんの友達の名前を覚えることができました。特に、Aさん の障害に合わせてゲームのルールを工夫してもらえたことが嬉しかったようです。

■ 国語の授業

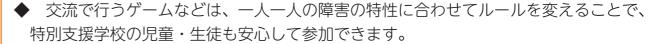
自分で考えた作文を発表しました。学級の友達や他学年の友達にもたくさん声をかけ てもらえて、楽しかった様子でした。在籍校では経験できない集団での話し合い活動が でき、自分から手を挙げて発表することができたと嬉しそうでした。

交流の成果

- お互いが、積極的に関わろうとする場面が多く見られるようになりました。
- 副籍制度を利用した交流を通して、子供たちはもちろん、私たち教師も互いの共通性 や可能性について再認識するきっかけとなったと思います。互いを正しく理解し、共に 助け合い、支え合って生きていくことを、児童が経験を通して学ぶ機会となりました。

【保護者の感想】

毎回の交流を楽しみにしている様子に、安心しています。地域指定校の学級担任の先 生が、座席を移動するときに子供たちに声をかけてくれたり、作品に触れる時間を作っ てくれたりするなど、様々な配慮をしてくれてとてもありがたかったです。今後も交流 を継続していきたいと思います。



◆ 低学年から継続的に交流を行うことで、子供同士の自然なふれあいがもてるようにな ります。



2 障害の特性に配慮した交流の事例(聴覚障害)

聴覚障害特別支援学校小学部5年生のBさん

- 補聴器を使用している。
- 日常的なコミュニケーションは、主に手話を使って行う。
- 本人からの発信は手話と文字を使用する。他者の話を聞くときには、 手話とともに視覚的な情報があると理解しやすい。



〈小学校(地域指定校)〉

- ◆ 事前に指文字の学習を行い、学級の児童全員が指文字で自己紹介ができるよ うにします。
- ◆ 前年度の交流の成果を踏まえて、Bさんも学級の児童もお互いに 楽しめるゲームを学級会で話し合い、提案します。ルールや配慮す る点などについても事前に伝えながら交流を行いましょう。



交流の工夫



聴覚障害のある児童・生徒への一般的配慮

- ・話をしたり声を掛けたりする場合は、本人の正面から、口を大きく動かし、ゆっくりと 話し掛けます。(口話)
- ・学習内容や手順が視覚的に分かるように、紙に文字を書いたり、活動内容を黒板に書い たりします。(筆談)
- ・コミュニケーションがスムーズに行くように、お互いに理解し合える方法を丁夫して、 事前に学習します。 (手話・手振り)
- ・机や椅子などを動かす際には、音が響きすぎないようにします。

〈都立聴覚障害特別支援学校〉

- ◆ Bさんが地域指定校の学級の児童に手話を教える場面では、カードを使うよ うにします。そのためのカードを準備し、主体的に参加できるようにします。
- ◆ 交流学級の児童たちが、お互いに楽しめそうなゲームを提案して くれたので、その中からBさんが選ぶことにします。



15

交流の様子

■ 学級活動(お楽しみ会)

小学校(地域指定校)の学級の児童が、それぞれ自分の名前の指文字を覚えて、自己 紹介をしました。その後は、交流先の学級の児童が考えたゲームの中から、事前にBさ んが選んだゲームを行いました。「フルーツバスケット」では、Bさんが手話でフルー ツの名前を地域指定校の児童に教えました。「ジェスチャーゲーム」では、Bさんがジェ スチャーをして、地域指定校の児童が解答しました。

■ 算数の授業

在籍校ではまだ学習していない単元でしたが、地域指定校の児童の様子を見ながら、 自分で問題にチャレンジしていました。

■ 給食・昼休み

Bさんは、給食を教室で食べることや、児童が自分たちで配食することなどに驚いて いました。昼休みには、地域指定校の児童が、Bさんを誘って一緒に校内を見学しまし た。

■ クラブ活動(マンガ・イラストクラブ)

絵が得意なBさんは、地域指定校の児童と一緒に色紙に好きな絵を描きました。とて も楽しそうでした。

交流の成果

- 年に1回の交流ですが、1年生から継続してきたことでお互いに顔を覚え、地域の一 員として知ってもらえるようになりました。
- 交流を繰り返し継続してきたことで、児童同士が慣れてきて、お互いに話しかける場 面が増えてきました。
- 給食も含めて、一日を通した交流を行うことで、Bさんは通常の小学校の学校生活を 知ることができました。

【保護者の感想】

地域指定校のみなさんが、事前に指文字の学習などを行っていただいて感謝していま す。我が子がみんなの前で手話を教える場面を設けていただくなどの配慮をしてもらい、 良い体験ができました。交流を続けてきて良かったです。

- ◆ 交流活動の内容(ゲーム等)を地域指定校の児童が話し合い、提案することで、地域 指定校の児童がより主体的に参加することできます。
- ◆ 特別支援学校の児童が、地域指定校の児童に「教える」場面を設定することで、自信 をもって交流できるようになります。



3 障害の特性に配慮した交流の事例(肢体不自由)

肢体不自由特別支援学校小学部6年生のCさん

- 全身の緊張が強い。車いすを使用している。
- 電動車いすを操作することができ、一人で移動することができる。
- 簡単な内容であれば、言葉でコミュニケーションすることができる。



肢体不自由のある児童・生徒への一般的配慮

- ・車いすやクラッチ(杖)などを使用して移動する際は、ぶつかったり、そばを走り抜け たりしないようにします。
- ・教室等の入口の段差や、車椅子の階段の上げ下ろしなど、安全の確保に十分に配慮します。
- ・利用しやすいトイレなども事前に確認して、使用の際の留意点や介助方法などについて 検討しておきます。
- ・子供同士のコミュニケーションが取れるように、必要に応じてコミュニケーションボードを利用するなど、子供に合った方法で援助します。

〈小学校(地域指定校)〉

- ◆ 高学年になり、身体も大きくなったので、本校の階段の移動が課題ですね。1階の教室を利用しましょう。
- ◆ 1階の多目的室は机と椅子がないため、交流内容が限られてしまいますが、外国語活動(英語)の授業なら行うことができると思います。

交流の工夫



〈都立肢体不自由特別支援学校〉

- ◆ 継続して交流を行っていますが、年度の始まりには特別支援学校の教員が地域指定校に出向いて、Cさんのことについて説明(「出前授業」)します。
- ◆ 事前に英語を使った自己紹介の練習をします。
- ◆ コミュニケーションボードを活用し、自分から関わり をもちやすいようにします。



17

※コミュニケーションボードの例 50 音で入力し、音声で読み上げる ことができます。

交流の様子

地域指定校の児童たちは、Cさんが一人でできることも手伝ってしまったり、逆に、どのように関わっていいか迷ってしまったりする場面もありました。 地域指定校の先生が「Cさん、〇〇かな?」と聞いている様子を見て、児童たちも関わり方が分かり、Cさんに聞いてからお手伝いをするようになりました。

■ 外国語活動(英語)

授業の始めに、事前に在籍校で練習した英語を使って自己紹介をしました。英語を使って友達に誕生日や好きな食べ物を聞くなど、児童同士がやりとりする場面が多くあり、積極的に関わる場面が見られました。英語を使ったゲームでは、ALT(外国人英語等補助員)の英語の発音を真似して発音し、ゲームに勝つととても喜んでいました。

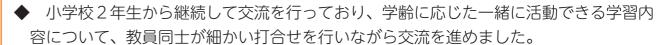
恥ずかしがってしまうことがあるCさんですが、英語に興味をもち、ジェスチャーを伴うコミュニケーションに意欲的な様子が見られました。

交流の成果

- 外国語活動(英語)では、ゲーム的な内容やジェスチャーも多く、楽しんで参加する ことができました。
- 地域指定校の先生がCさんに聞いてから支援をしている様子を見て、児童も同じよう に関われるようになりました。

【保護者の感想】

6年生になり、3階の教室まで電動車いすを持ち上げるのは難しいので、教科の授業での交流は難しいと思っていました。地域指定校の先生が外国語の授業を1階の教室で行うように配慮して下さり、授業に楽しく参加できて良かったです。



◆ 地域指定校の先生がCさんに直接話し掛けたり、気持ちを代弁したりすることがCさんへの関わり方の見本となり、地域指定校の児童たちも同じように関われるようになってきました。



4 障害の特性に配慮した交流の事例(知的障害)

知的障害特別支援学校中学部2年生のDさん

- 簡単な質問に答えることができるが、発音が不明瞭で聞き取りにくい。
- 人と関わることが好きで、初めての人とも挨拶を交わすことができる。
- 心臓手術の経験がある。運動制限はないが、無理はできない。動作は慎重 であり微細な運動は苦手である。



〈中学校(地域指定校)〉

- ◆ 在籍校で作成した「自己紹介カード」を校内に掲示するとともに、学年便り に掲載し、学年全体に紹介します。
- ◆ 前年度の交流の成果を生かし、今年度は運動会に参加してみてはどうでしょうか。
- ◆ 運動会当日は、学年席にDさんの席を準備し、生徒同士の関わり を深められるようにします。

交流の工夫



〈都立知的障害特別支援学校〉

知的障害のある児童・生徒への一般的配慮

◆ 直接的な交流を始める際には、特別支援学校の教員が地域指定校に出向き、 Dさんが必要とする支援や活動中の注意などについて説明します。

・具体的な内容や絵、写真等を活用して、活動内容が分かりやすいようにします。

・子供の興味のあることや、好きな物などを事前に確認しておき、交流の内容や方法を工

・初めて出会う人や新しい場に対して強い不安感を抱くことがありますので、リラックス

・一度に複数の人が話をすると混乱してしまいますので、一人ずつゆっくりと分かりやす

- ◆ 保護者と相談し、運動会当日だけでなく、事前の練習にも継続的に参加できるようにします。
- ◆ Dさんが安心して参加できるように、交流日の服装や持ち物など を事前に細かく打ち合わせるようにします。

交流の様子

■ 運動会練習・運動会当日

直接的な交流の始めには、在籍校の特別支援教育コーディネーターが特別支援学校の紹介を行うとともに、Dさんに必要な支援やその方法などについて説明を行い、障害についての理解を深めました。

中学1年生の時には、地域指定校の文化祭に作品を出品しました。Dさんは、地域指定校に自分で作品を持っていき、同学年の生徒と挨拶をしました。展示の準備の様子を見学していると、自己紹介カードを見て、Dさんを覚えてくれていた生徒から声を掛けてもらい、Dさんはとても嬉しかったようです。文化祭に招待され、地域指定校の友達と一緒に作品展示の見学をしました。

交流2年目を迎えた今年は、昨年度の交流の成果を生かして、一緒に運動会の演技に参加することを目指して、練習から継続的に参加しました。

演技中は、学年の生徒の言葉掛けと誘導により、教員や保護者の支援をほとんど受けることなくダンスに参加することができました。Dさんは、振り付けをしっかりと覚え、自信をもって踊ることができました。

交流の成果

夫します。

できるような環境を作ります。

く話しかけるようにします。

- 行事の見学だけではなく、一緒に展示や演技ができたことは、今後の交流活動を計画 していく上でいろいろな可能性を探るきっかけとなりました。
- 運動会に向けて継続的に練習に参加したことで、生徒同士が慣れ親しみ、自発的に関わる姿が見られるようになりました。短い時間でしたが、生徒たちは仲間意識をもち、地域指定校の生徒にとっては障害のある友達について知ろうとする機会となりました。

【保護者の感想】

自然なかたちで中学校の生徒たちや先生が受け入れてくれました。運動会では大人の 支援がほとんどない中で、同学年の生徒同士が協力し、我が子が一緒に演技に参加でき たことに感動しました。

- ◆ 自己紹介カードを校内に掲示することで、始めて会った時にも「知っている」ことができます。
- ◆ 行事当日の見学だけでなく、準備や練習など継続的に交流することで仲間意識が高まり、自発的な関わりが多くなります。

19



5 障害の特性に配慮した交流の事例(自閉症)

知的障害特別支援学校小学部5年生のEさん

- 慣れない場面や見通しのもてない場面では、不安になってしまう。
- 自分の気持ちや考えを言葉で伝えることが苦手である。
- 写真カードなどを用いた視覚情報があれば、簡単な指示を理解できる。



〈小学校(地域指定校)〉

- ◆ お便り交換のときは、地域指定校の雰囲気に慣れるため、交流学級の担任が 受け取るようにします。
- ◆ 自己紹介カードは、教室内に掲示します。また、全校の児童にEさんのこと を知ってもらうために、「副籍新聞」を全校掲示板に貼ることにします。
- ◆ 見通しをもちやすいようにするために、図画工作の授業に継続的 に参加するようにしてはどうでしょう。



交流の工夫



発達障害のある児童・生徒への一般的配慮

- ・活動の見通しがもてるように、絵カード等を活用したスケジュール表や予定表を用意します。
- ・様々な刺激(音や匂いなど)に過敏なことがあるので、苦手な刺激を事前に確認しておきます。
- ・本人の得意なことを大切にして交流の内容を工夫することで、力を発揮できます。
- ・情緒が不安定なときには無理をしないで、落ち着けるスペースを確保します。

〈都立知的障害特別支援学校〉

- ◆ 場所や人に慣れることができるように、Eさんができるところから段階的に 交流の場面を増やしていくようにしていきます。
- ◆ Eさんは絵を描くことが好きなので、得意なことを発揮できる交流を計画します。
- ◆ 地域指定校でも使えるように、特別支援学校で使っているスケ ジュール表等、同じものを用意します。



21

交流の様子

低学年のときは、地域指定校の入口で立ち止まってしまうことも多く見られ、お便り交換の際には地域指定校の担任の先生に玄関まで出てきて頂き、受け取ることもありました。継続的に交流を続けていくことにより、Eさんは地域指定校の校舎に入ることに抵抗がなくなりました。

■ 図画工作

20

高学年からは、地域指定校の時間割に合わせ、隔週の金曜日に図画工作の授業に参加しました。Eさんは絵を描くことが得意なので、地域指定校の友達から「すごい上手だね」と褒められて嬉しそうでした。

また、地域指定校の授業の流れを、特別支援学校で使用しているスケジュール表を使って提示することで、見通しをもって学習に参加できました。

地域指定校の児童も、交流当日には、児童自ら積極的にEさんの座席 を用意する様子が見られるようになりました。

交流の成果

- Eさんが自ら地域指定校の児童に関わる場面は少ないですが、得意な絵を描く活動を とおして交流が楽しみになり、地域指定校に行くことができるようになりました。
- 地域指定校の児童が、家庭で副籍交流の話をすることがあり、家庭からは「心の成長として良い経験をさせていただいている」と連絡帳に記載されていました。

【保護者の感想】

初めは慣れない場所や人に泣いたり、落ち着かなかったりと、「大変」という思いが 強かったですが、我が子が好きな絵を描くことを通して交流し、地域指定校の友達に「す ごい」と褒めてもらったことが嬉しかったです。

- ◆ 特別支援学校の児童・生徒が負担とならないように長期的な計画を立てることで、交流を安心して続けることができます。
- ◆ 得意なことを活かした計画を進めることで、お互いを認め合うことができ、生き生き とした交流を行うことができます。



IV 副籍制度の利用に関する手続

1 新入生の場合(都立特別支援学校の自校進学者を除く)

1 就学相談

(1) 区市町村教育委員会は、保護者に対し、就学相談の全体説明会等で、副籍制度についての説明を行う。

2 地域指定校の決定

- (1) 区市町村教育委員会は、都立特別支援学校への就学意志を確認した後に、副籍制度に関する意向や交流内容に関する希望を聞き取る。
- (2) 区市町村教育委員会は、保護者の希望を踏まえて地域指定校を決定する。
 - ・特別な事情がない限り、原則として自宅に最も近い小学校、中学校を地域指定校 とする。(通学区域を定めている場合は、通学区域内の小学校、中学校とする。)

3 都教育委員会への通知

- (1) 区市町村教育委員会は、「副籍制度における地域指定校の決定について」(副籍様式1)及び「副籍交流希望書」(副籍様式2)を作成し、その写しを「就学支援ファイル」と一緒に東京都教育委員会(東京都特別支援教育推進室)に送付する。
- (2) 東京都特別支援教育推進室は、区市町村教育委員会から送付を受けた書類の写しを保管し、原本を入学予定校(都立特別支援学校)に「就学支援ファイル」と一緒に送付する。

4 地域指定校への通知

(1) 区市町村教育委員会は、「副籍制度における地域指定校の決定について」(副籍様式1)及び「副籍交流希望書」(副籍様式2)の写しを、地域指定校に送付する。

5 都立特別支援学校と地域指定校との打合せ

(1) 都立特別支援学校は、上記3(2)の通知に基づいて、地域指定校への連絡を行い、対象児童・生徒の氏名等を上記4(1)の通知と照合するとともに、早期からの交流開始に向けて、可能な範囲で事前の打ち合わせを行う。

【都立特別支援学校入学後】

6 地域指定校決定の通知

- (1) 区市町村教育委員会は、都立特別支援学校に入学した児童・生徒の保護者で、地域指定校の決定に同意した保護者に対し、速やかに「副籍制度における地域指定校について」(副籍様式3)で通知する。
- (2) 区市町村教育委員会は、地域指定校に対し、「副籍児童・生徒一覧」(副籍様式4)をもって対象となる児童・生徒の氏名等を通知する。
- (3) 区市町村教育委員会は、都立特別支援学校に対し「副籍児童・生徒一覧」(副籍様式5)をもって、副籍制度を利用する児童・生徒の氏名及び地域指定校を通知する。

7 在籍校と地域指定校との打合せ

(1) 各都立特別支援学校は、交流内容等に関する保護者の希望を確認した後、地域指定校と交流に関する具体的な打合せを行う。

8 交流活動計画の作成

- (1) 都立特別支援学校は、地域指定校との打合せに基づき、「副籍制度に基づく交流及び共同学習 実施計画書」(副籍様式6)を作成し、保護者に説明する。
- (2) 都立特別支援学校は、区市町村教育委員会、地域指定校及び保護者に「副籍制度に基づく交流及び共同学習 実施計画書」(副籍様式6)を送付する。



9 交流活動報告の作成

- (1) 地域指定校は、当該年度の交流活動のまとめを行い、「副籍制度に基づく交流及び共同学習 実施報告書」(副籍様式6)を作成し、都立特別支援学校に送付する。
- (2) 都立特別支援学校は、地域指定校から送付された「副籍制度に基づく交流及び共同学習 実施報告書」(副籍様式6)に基づき、保護者に説明する。
- (3) 都立特別支援学校は、区市町村教育委員会及び東京都教育委員会(学校経営支援センター)に「副籍制度に基づく交流及び共同学習 実施報告書」(副籍様式6)を送付する。

【留意事項】

- (1) 本手続きは、平成27年度に都立特別支援学校の小学部又は中学部に入学予定の児童・生徒から適用する。
- (3) 原則として、都立特別支援学校の小学部又は中学部に入学する全ての児童・生徒が副籍制度を利用し、地域指定校の決定手続きを行うものとするが、諸般の事情によって保護者が副籍制度の利用を希望しない場合はこの限りではない。

2 在校生の場合(小学部1~5年生、中学部1・2年生)

1 希望調査及び希望者名簿の作成

- (1) 都立特別支援学校は、保護者から、次年度の副籍制度に基づく交流の希望等について聞き取りを行う。(1月下旬から2月上旬)
 - ※現在、副籍制度を利用していない保護者に対しても意志確認を行う。
- (2) 現在の地域指定校について、継続もしくは変更希望を聞き取り、変更希望がある 保護者については、その理由等を十分に聞き取る。
- (3) 都立特別支援学校は、保護者からの聞き取りに基づき、「副籍希望者名簿・指定校一覧」(副籍様式7)を作成する。

2 区市町村教育委員会への通知

(1) 都立特別支援学校は、「副籍希望者名簿・指定校一覧」(副籍様式7)をもって、 該当の区市町村教育委員会に通知する。(2月中旬)

3 地域指定校の決定及び都立特別支援学校への回答

(1) 区市町村教育委員会は、都立特別支援学校から通知のあった「副籍希望者名簿・ 指定校一覧」(副籍様式7) に基づき、地域指定校を決定する。(2月下旬)

新規希望 変更希望

継続希望

4 地域指定校の変更先の相談と決定

- (1) 新規希望者については、区市町村教育委員会は、保護者が希望する地域指定校との調整を十分に行う。
- (2) 変更希望者については、区市町村教育委員会は、保護者との相談を十分に行い、地域指定校を決定する。

決定

5 地域指定校の決定及び都立特別支援学校への回答

(1) 区市町村教育委員会は、「副籍希望者名簿・指定校一覧」(副籍様式7)を作成し、 該当の都立特別支援学校に回答する。(3月上旬)

6 都立特別支援学校校と地域指定校との打合せ

(1) 都立特別支援学校は、年度内に地域指定校に連絡を行い、保護者の希望を基に早期からの交流開始に向けて可能な範囲で事前の打合せを行う。

【進級後】

7 地域指定校の決定通知

- (1) 区市町村教育委員会は、「副籍希望者名簿・指定校一覧」(副籍様式7)に基づき、 「副籍制度における地域指定校について」(副籍様式3)を作成し、保護者に通知する。 (3月下旬)
- (2) 区市町村教育委員会は、各地域指定校に対し、「副籍児童・生徒一覧」(副籍様式4)をもって、対象となる児童・生徒の氏名等を通知する。
- (3) 区市町村教育委員会は、都立特別支援学校及び東京都教育委員会(東京都特別支援教育推進室)に対し、「副籍児童・生徒一覧」(副籍様式5)をもって、副籍制度を利用する児童・生徒の氏名及び地域指定校を通知する。

8 交流活動計画の作成

- (1) 都立特別支援学校は、地域指定校との打合せに基づき、「副籍制度に基づく交流及び共同学習 実施計画書」(副籍様式6)を作成し、保護者に説明する。
- (2) 都立特別支援学校は、区市町村教育委員会、地域指定校及び保護者に「副籍制度に基づく交流及び共同学習 実施計画書」(副籍様式6)を送付する。



副籍制度に基づく交流及び共同学習の開始



9 交流活動報告の作成

- (1) 地域指定校は、当該年度の交流活動のまとめを行い、「副籍制度に基づく交流及び共同学習 実施報告書」(副籍様式6)を作成し、都立特別支援学校に送付する。
- (2) 都立特別支援学校は、地域指定校から送付された「副籍制度に基づく交流及び共同学習 実施報告書」(副籍様式6)に基づき、保護者に説明する。
- (3) 都立特別支援学校は、区市町村教育委員会及び東京都教育委員会(学校経営支援センター)に「副籍制度に基づく交流及び共同学習 実施報告書」(副籍様式6)を送付する。

【留意事項】

- (1) 都立特別支援学校は、保護者に対し、「地域指定校は継続が原則である」ことを十分に周知すること。
- (2) 都立特別支援学校は、保護者から地域指定校の変更の希望があった場合には、その理由等を十分に聞き取り、必要に応じて区市町村教育委員会への丁寧な説明を行うこと。

3 自校進学者の場合(小学部6年生)

1 希望調査及び希望者名簿の作成

- (1) 都立特別支援学校は、自校の中学部への進学の意志が確定した保護者に対し、副籍制度に関する意向や交流内容に関する希望を聞き取る。
- (2) 都立特別支援学校は、副籍制度の利用の意志を確認した保護者から、地域指定校に関する希望を聞き取り、「自校進学者の副籍希望者名簿・地域指定校一覧」(副籍様式8)を作成する。
 - ・特別な事情がない限り、原則として自宅に最も近い中学校を地域指定校とする。 (通学区域を定めている場合は、通学区域内の中学校とする。)

2 区市町村教育委員会への通知

(1) 都立特別支援学校は、「自校進学者の副籍希望者名簿・地域指定校一覧」(副籍様式8)をもって、該当の区市町村教育委員会に通知する。(1月下旬)

3 地域指定校の決定(区市町村教育委会)

(1) 区市町村教育委員会は、都立特別支援学校から通知のあった「自校進学者の副籍希望者名簿・地域指定校一覧」(副籍様式8)に基づき、地域指定校を決定する。 (2月下旬)

4 地域指定校の決定及び都立特別支援学校への回答

(1) 区市町村教育委員会は、決定した地域指定校について、「自校進学者の副籍希望 者名簿・地域指定校一覧」(副籍様式8)を作成し、該当の都立特別支援学校に回 答する。(3月上旬)

5 都立特別支援学校と地域指定校との打合せ

(1) 都立特別支援学校は、年度内に地域指定校に連絡を行い、保護者の希望を基に早期からの交流開始に向けて可能な範囲で事前の打合せを行う。

【中学部入学後】

7 地域指定校の決定通知

- (1) 区市町村教育委員会は、「自校進学者の副籍希望者名簿・地域指定校一覧」(副籍様式8)に基づき、「副籍制度における地域指定校について」(副籍様式3)を作成し、 保護者に通知する。(3月下旬)
- (2) 区市町村教育委員会は、各地域指定校に対し、「副籍児童・生徒一覧」(副籍様式4)をもって、対象となる児童・生徒の氏名等を通知する。
- (3) 区市町村教育委員会は、都立特別支援学校及び東京都教育委員会(東京都特別支援教育推進室)に対し、「副籍児童・生徒一覧」(副籍様式5)をもって、副籍制度を利用する児童・生徒の氏名及び地域指定校を通知する。

8 交流活動計画の作成

- (1) 都立特別支援学校は、地域指定校との打合せに基づき、「副籍制度に基づく交流及び共同学習 実施計画書」(副籍様式6)を作成し、保護者に説明する。
- (2) 都立特別支援学校は、区市町村教育委員会、地域指定校及び保護者に「副籍制度に基づく交流及び共同学習 実施計画書」(副籍様式6)を送付する。



副籍制度に基づく交流及び共同学習の開始



9 交流活動報告の作成

- (1) 地域指定校は、当該年度の交流活動のまとめを行い、「副籍制度に基づく交流及び共同学習 実施報告書」(副籍様式6)を作成し、都立特別支援学校に送付する。
- (2) 都立特別支援学校は、地域指定校から送付された「副籍制度に基づく交流及び共同学習 実施報告書」(副籍様式6)に基づき、保護者に説明する。
- (3) 都立特別支援学校は、区市町村教育委員会及び東京都教育委員会(学校経営支援 センター)に「副籍制度に基づく交流及び共同学習 実施報告書」(副籍様式6) を送付する。

【留意事項】

- (1) 自校進学者とは、都立特別支援学校の小学部6学年に在籍する児童で、そのまま当該都立特別支援学校の中学部に進学する児童のことである。
- (2) 原則として、全ての自校進学者が副籍制度を利用し、地域指定校の決定手続を行うものとするが、諸般の事情によって保護者が副籍制度の利用を希望しない場合はこの限りではない。

平成 年 月 日

東京都教育委員会 殿

区市町村教育委員会

平成 年度 副籍制度における地域指定校について (通知)

このことについて、下記のとおり通知します。

記

- 1 対象児童・生徒
 - (1) 氏名 (フリガナ)、性別
 - (2) 生年月日、年齢
- 2 保護者氏名
- 3 就学予定校都立 特別支援学校 学部
- 4 地域指定校(予定)立 学校
- 5 添付書類 平成 年度 副籍交流希望書(様式2)

<担当>

区市町村教育委員会課

電話 ファクシミリ

平成 年度 副籍交流希望書

	記入日	平成	4	年	月	日
フリガナ 児童・生徒名			性別	()	
保 護 者	氏名 住所	電話		()	
地域指定校 (予定)	立 学校					
希望する交流活動 の主な内容 (該当する項目に ○を記入する)	 ・直接的な交流 () 行事等における交流(行事名: () 教科等の交流及び共同学習(教科名: () その他(・間接的な交流 () 学校便りの交換 () 学年便りの交換 () その他(・交流活動は希望しない() 	()	学級付	便り	の交換))
交流活動に関する 希望等	※交流活動に関する希望等があればお書きください	` 。				

- ※ 記入日現在の保護者の希望を御記入ください。
- ※ 本希望書は、都立特別支援学校と地域指定校とが、交流活動の具体的内容について協議・調整する際の参考といたします。